

令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

岩木川左岸地区幹線用水路排水不良対策検討その他業務

現場説明書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

1. 現場説明共通事項について

「別紙－1 現場説明共通事項」のとおり。

2. 積算体系

本業務の積算体系は、特別仕様書の別紙2「設計作業項目内訳表」に記載している作業項目は設計業務の積算体系としており、設計業務の工種区分は、実施設計以外で計上している。

特別仕様書の別紙3「調査作業項目内訳表」に記載している作業項目（「1-3. 排水不良対策施設の効果検証調査」）は調査業務の積算体系とし、「1-1. 仮設進入道路造成」、「1-2. 排水不良対策施設の設置」、「1-4. 安全対策」はその他土木工事（2）の積算体系としている。

3. 業務積算基地について

本業務の積算基地は「仙台市」で考えている。

4. 打合せについて

本業務の打合せの配置人員は以下のとおり考えている。

なお、1回当たりの打合せに要する日数は、打合せに係る日数0.5日、移動にかかる日数0.5日とし、移動にかかる基準日額を計上している。

回数	主任技師	技師A	技師B
初回	1.0人	1.0人	
第2、3、4回		1.0人	1.0人
最終回	1.0人	1.0人	

5. 打合せにかかる旅費交通費

打合せは通勤で考えており、移動方法はライトバンで高速道路（仙台宮城IC～大鰐弘前IC、往復9時間/日）の利用としている。また、高速道路の利用料金は消費税率10%分を控除した価格を直接経費に計上している。なお、ライトバン経費については豪雪補正を適用していない。

6. 現地調査にかかる旅費交通費

現地調査は滞在による調査で考えており、滞在地を弘前市とし、積算基地から滞在地までの移動方法はライトバンで高速道路（仙台宮城IC～弘前大鰐IC、片道4.5時間/日）の利用としている。また、高速道路の利用料金は消費税率10%分を控除した価格を直接経費に計上している。

現地調査は、技師A、技師B、技師Cの組み合わせで、宿泊費は1日、日額旅費は1日、積算基地から滞在地までの往復移動にかかる基準日額0.5日及び半日当2日を計上している。なお、滞在地から現地までの交通費は計上していない。また、ライトバン経費については豪雪補正を適用していない。

7. 作業歩掛について

本業務の作業歩掛は、次表のとおり考えている。ただし、見積の参考に示すものであり、契約変更の対象を示すものではない。

また、次表に記載のない作業項目については、「農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」に示す公表歩掛による。

なお、見積歩掛及び参考歩掛を適用する作業項目毎の歩掛の実態については、業務完了時に監督職員に報告するものとする。

【設計業務】

(人)

作業項目	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1. 準備作業					
1-1. 計画準備・資料の検討	1.0	1.5	2.0		
1-2. 現地調査		2.0	2.0	2.0	
2. 排水対策工の補足検討	3.5	7.0	5.0		
3. 排水不良対策施設の調査検証調査及び有効性の確認					
3-1. 排水不良対策施設の効果検証調査の整理	1.5	3.0	3.0	2.0	2.0
3-2. 排水不良対策市世知の有効性等の整理	2.0	4.0	4.0	3.5	3.0
4. 排水対策施設のモニタリング計画策定	2.0	4.0	4.0	4.5	
5. 点検取りまとめ	1.5	2.0	2.0	2.5	
6. 照査	3.0				
合 計	14.5	23.5	22.0	14.5	5.0

【調査業務】

[1-2. 排水不良対策施設の設置]

作業項目、資材規格・寸法	単価 (円)	備 考
簡易倉庫設置：1棟（土間タイプ、豪雪型、ガラス窓付き、A=6.74 m ² ）【製品価格】	400,000	
簡易倉庫設置：1棟（土間タイプ、豪雪型、ガラス窓付き、A=6.74 m ² ）【設置費】	120,000	
縞鋼板製作据付：1枚（900×115 mm）	39,700	
縞鋼板製作据付：1枚（900×315 mm）	56,000	
縞鋼板製作据付：1枚（1300×465 mm）	81,200	
縞鋼板製作据付：2枚（1300×445 mm）	79,100	1枚当たり単価
エンジン式ポンプ：1台（φ50×50 mm）	350,000	
ガソリン携行缶：2缶（20L用）	4,000	1缶当たり単価

※1 諸経費は「その他土木工事（2）」の諸経費を計上している。

[1-3. 排水不良対策施設の効果検証調査]

作業項目、資材規格・寸法	単価 (円)	備 考
騒音調査（各4地点：試験運転前、試験運転中） ：1式	300,000	計測地点4点、計測回数2回

※1 諸経費は「調査業務」の諸経費を計上している。

8. エンジン式ポンプについて

エンジン式ポンプの仕様は以下のとおりであり、これと同等品を設置することで考えている。

項目	規格・寸法等	備考
用途	清水・汚水または汚水・汚泥	
ポンプ仕様	エンジン一体型ポンプ	
口径：吸込×吐出 (mm)	50×50	
最大全揚程 (m)	27～30	参考値
最大吐出し量 (m ³ /s)	0.0092～0.100	参考値
エンジン仕様		
形式	空冷4サイクルガソリンエンジン	
出力 (kW/min-1)	3.0/3600～3.4/3600	参考値
使用燃料	無鉛ガソリン	
始動方式	リコイルスタータ	
タンク容量 (L)	3.1～3.9	参考値
運転時間 (h)	1.9～2.83	参考値
質重 (kg)	28.0～38.3	参考値

9. 仮設進入路造成、撤去について

1) 仮設進入路造成、撤去

管理用道路下に埋設されている上水道管（鶴田町）及び排水管（砂沢溜池土地改良区）の保護のために設置、撤去する仮設進入路は、以下のとおり考えている。

- ・ 仮設進入路敷鉄板①：L=6.0m、仮設敷鉄板（t=22mm、1.524m×6.096m）2枚
- ・ 仮設進入路敷鉄板②：L=12.0m、仮設敷鉄板（t=22mm、1.524m×6.096m）4枚

2) 仮設敷鉄板

上記1) に示す仮設敷鉄板の供用日数等は以下のとおり考えており、輸送に係る費用を計上している。

- ・ 仮設敷鉄板 A= 54m² 供用日数31日
- ・ 仮設材輸送 数量 V= 9.624ton、仮設材輸送基地 おいらせ町、輸送距離 L=114km

10. 建設発生土の運搬、置き場について

建設発生土の搬出先、搬出予定量は以下のとおり考えている。また、運搬費（2t 積トラック、運搬距離 L=3.5km）を計上している。

名称	地先名	搬出予定量	摘要
建設発生土置き場	青森県弘前市三和下池 神9-16地先（砂沢溜池 土地改良区管理地）	0.6m ³	排水不良対策施設 （簡易倉庫）の基礎 掘削土

11. 既設縞鋼板の運搬、置き場について

簡易倉庫設置にあたり撤去する既設縞鋼板（900×430 mm×1枚、1200×600 mm×1枚）の搬出先は以下のとおり考えている。また、運搬費（2t積トラック、2t吊クレーン付、運搬距離L=2km、運転時間1時間）を計上している。

名称	地先名	搬出予定量	摘要
既設縞鋼板置き場	青森県北津軽郡鶴田町 大字廻堰字上桂井53 (砂沢溜池土地改良区)	2枚	既設蓋所有者：砂沢溜池土地改良区

12. 建設資材廃棄物の搬出

発生する建設資材廃棄物は、次に示す処理施設へ搬出することで、運搬距離はL=2.7kmで考えているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理 施設名	住所	受け入れ 時間	事業区分
コンクリート殻 (無筋)	(株)須郷土木ダイマ ルプラントリサイク ル	青森県北津軽郡鶴田町 大字鶴田字小泉 269-1	8時～17時	再資源化施設 業者

発生する建設廃棄物として以下を計上している。

コンクリート殻（無筋）：0.1m³

13. 試験用水供給について

排水不良対策施設の効果検証調査における試験運転時の用水は、東俣導水幹線水路内に設置した仮設ポンプ（工事用水中ポンプ、φ100×1台、発動発電機）により供給することとし、工事用水中ポンプの設置・撤去、運転（運転1日、常時）にかかる費用を計上している。

14. 交通誘導警備員について

仮設道路敷鉄板の設置及び撤去時、簡易倉庫の資材搬入時に交通誘導警備員Bを述べ6人見込んでいる。条件変更等に 伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員B	編成	昼夜別	交代要員の有無
町道木筒8号線出入口 部と管理用道路上流側	2名/日	2名	昼間	無

15. 成果物について

成果物の出力（1部）で見込んでいる費用は次のとおりである。

- 1) ファイル、規格 縦型チューブファイル、A-4、幅10cm
- 2) コピー枚数 1,000枚

16. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務にあたって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適性かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

「別紙－1 現場説明共通事項」

1. 入札（又は見積書の提出）について

- (1) 本業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、指名通知書（又は見積依頼書）、図面、仕様書、東北農政局競争契約入札心得（又は見積心得）、業務請負契約書案及びこの現場説明書よく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) 本業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア. 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 弘前代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 関口 次郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ. 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐(主計) 昆野 淳」と記載するように申しこむこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ. 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所長 灘岡 英一郎」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
 - (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
 - (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。
 - (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- エ. 債務の履行を保証する公共工事等履行保証証券による保証に係る証券
- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所長 灘岡 英一郎」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ. 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所長 灘岡 英一郎」と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるよう申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

(3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

(4) (1) の規定に関わらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

3. 前払金の保証について

前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

4. 実施期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払保証約款第7条の2に基づく工期変更の被保険者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、受注者が代行して行うものとし、その方法は、工期変更に係る業務請負変更契約書の写しを送付するものとする。

5. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。